

第4章 総合的な介護予防の推進

第4章 総合的な介護予防の推進

介護保険制度は、平成18年4月より「介護予防重視型システム」への転換を目指して改正が行われました。

本町においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、各関係機関が連携し、高齢者の立場に立った総合的な介護予防施策の展開を図っています。

要介護状態になることをできる限り防止する「介護予防事業（地域支援事業）」と、既に要介護状態となっている者がそれ以上悪化しない（維持・改善を図る）ための「予防給付」を推進します。

また、こうした状況を防いでいくには、生活機能が低下したときに早期に発見し、集中的な対応ができることが重要であり、また、高齢者一人ひとりの状態に応じた一貫した連続性のある支援や指導を行っていくことが必要です。

そのため、三朝町地域包括支援センターを拠点として、高齢者の身体状況、日常生活動作への対応に止まらず、信頼関係の形成、ニーズ把握、自立意欲を維持できるような相談、情報の提供という内容を包括した生活支援と介護予防プログラムを組み合わせた事業の展開が求められています。

1 地域支援事業の推進

高齢者が、要支援や要介護状態にならずに元気で活動的な生活を続けることを目的とした「介護予防事業」が介護保険制度内の地域支援事業の中に位置付けられています。

特定高齢者（要介護状態になる可能性が高い高齢者）を対象とした介護予防事業において、一人ひとりの状態にあったプランを作成し、筋力の向上やバランスのとれた食事の工夫、口腔ケアなどを組み合わせたサービスを行います。

2 予防給付の推進

これまで要支援者を対象に、支援給付という介護給付と同様のサービスが提供されてきました。平成18年度（本町はH18年10月）より始まった制度改正では要支援、要介護1の軽度の要介護度区分を要支援1、要支援2、要介護1と細分化しました。

新たな区分となった要支援1・2の認定者を対象に、できるだけ自立した生活がおくれることを目的として、三朝町地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行ない、生活機能の向上に重点的な視点をおいた予防給付が行なわれています。

一貫性・連続性のある総合的介護予防システムの確立

